

## 知的財産権の進化に思う

高 島 秀 行\*



6月に政府が公表した知的財産推進計画2005では、技術流出を防止するための新たな証明制度の検討を提唱している。企業が申請した発明について特許庁が内容と日付を証明し、データを非公開で保管する、というイメージのようである。企業にとっては現行の特許出願制度と併せて選択肢が広がれば、特許紛争など知的財産を巡るリスクに対応し易くなり、賛意を表したい。

日本の特許法は多くの国と同様に「先願主義」かつ「完全公開主義」であるため、米国の「先発明主義」に比し、はるかに公明正大で客観性に富む。しかしながら、新規のアイデアを秘匿したくても、いつ他人が出願し登録されるかも知れないため、出願せざるを得ない。多数の防衛特許が存在する所以である。出願すれば1年半後には公開されてアイデアの細部が丸見えとなるが、もし進歩性無しとして拒絶されたり、登録されても権利行使機能が未熟な国があれば、アイデアを盗んだ製品が堂々とまかり通ることになる。いずれにしろ、真の知財権保護の目的に照らせば、好ましいとは言えない。

新制度は公証人役場の機能に近いかもしれない。しかし、定まったルールもなく各人各様のやり方で公証人役場を利用するより、国家が発明の管理にふさわしいルールを設けてくれる方が望ましいことは明かである。実現時期は未定のようなのだが、是非、早期に実現させてほしいものである。

ところで、現在このように熾烈な、特許戦争とも言われる時代に到った原因は米国にある。

敗戦国日本が、戦後奇跡的ともいわれる程の急速な経済成長を成し遂げ、まさに「Japan as No.1」となった。これが米国を刺激し、MITのダートウズス教授等による「Made in America」(1989年)の誕生となったことは記憶に新しい。

米国で発明されたものは、日本人の手にかかると巧みにかつ経済的に実用化され、製品競争では勝てない。米国が得意な点は独創性であり、これを知財権で手厚く保護することが自国の繁栄には必須である、と米国が考え、80年代以降、極端なプロパテント政策に走ったのは理解できる。しかし、その後のビヘイビアのいくつか——例えば、究極の知財権とも言えるビジネスモデル特許の濫用——は明らかにオーバーランである。その後、米国でも幾分か是正されたようではあるが、日本の特許庁が、一貫してビジネスモデルと雖も一定の要件を満たさなければ認めないという姿勢を貫いているのは立派である。何でもかんでも権利、権利と言っては、決して世の中を幸せにはしない。反サミット運動を盛んにするだけである。

80年代の米国プロパテントの時代背景の中で、当社の光ファイバ輸出が米国大手企業から特許侵害

\* 住友電気工業株式会社 代表取締役副社長 Hideyuki TAKASHIMA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で地裁に提訴された。日本の基本製法であるVAD法では勝訴したが、当社独自のファイバ構造は、相手社の特許に非常識なまでに広い均等論解釈を適用されて敗訴し、手痛い損害を被った。

どの国も、国益を優先することは致し方ないが、対日知財戦略や環境問題対応について言えば、かの国の主張はglobalismではなくnationalismだと知るべきである。米国生活が長かった数学者の藤原正彦教授は、nationalismは愛国主義、patriotismは祖国愛、と日本語を使い分けることを提唱されている。前者は眉をひそめる概念、後者は誰もが抱く当たり前の概念、と言われており同感である。グローバリズムは心地よい日本語だが、薔薇にはトゲがある。その幻想に酔ってはならない。

話は変わるが、筆者は独創性が次々と芽生えた江戸時代に関心を持っている。からくり人形、花火、和時計、園芸新種など、世界の同時代と比べても比類なき実に多くの独創性が開花した。また、科学技術のみならず、歌舞伎、能、俳句など古典芸能も開花した。先人に恥じないよう、人々を幸せにする独創的アイデアの創出に努めて行きたい。

